

社 援 発 0817 第 2 号
令 和 3 年 8 月 17 日

都道府県知事 殿
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」の
一部改正について

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給については、令和3年6月11日社援発0611第7号本職通知により行われているところであるが、今般、取扱の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。

別添

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」別紙 一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 支給額等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 申請期限</p> <p><u>令和3年11月30日</u>とする。</p> <p>第5・第6 (略)</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 支給額等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 申請期限</p> <p><u>令和3年8月31日</u>とする。</p> <p>第5・第6 (略)</p>

社 援 発 0611 第 7 号
令 和 3 年 6 月 11 日
第 1 次 改 正
社 援 発 0817 第 2 号

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することとした。

今般、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に当たり、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」を定めたので、通知する。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 支給要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。

こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給する。

第2 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

第3 支給対象者

自立支援金は、以下の1から5のいずれにも該当する者（自立支援金の支給を既に他の都道府県等から受けている者を除く。）に対して支給する。

1 次のいずれかに該当する者であること

- (1) 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること
- (2) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること
- (3) 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと
- (4) 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと

2 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること

3 申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含

むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。) が課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額 (以下「基準額」という。) 及び昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号 (生活保護法による保護の基準を定める等の件) による住宅扶助基準に基づく額 (以下「住宅扶助基準に基づく額」という。) を合算した額以下であること。

- 4 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額 (当該額が 100 万円を越える場合は 100 万円とする。) 以下であること。
- 5 次のいずれかに該当する者であること
 - (1) 公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。
 - イ) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ロ) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ハ) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - (2) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

第 4 支給額等

1 支給額

第 3 の支給対象者に対して、一月ごとに以下の額を支給する。

単身世帯：6 万円 2 人世帯：8 万円 3 人以上世帯：10 万円

2 支給期間等

三月とする。

3 申請期限

令和 3 年 11 月 30 日とする。

第 5 支給の中止

以下のいずれかに該当した場合、都道府県等は自立支援金の支給を中止する。

- 1 受給者が、受給中に第 3 の 5 に該当していないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。
- 2 受給者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。
- 3 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった

場合は、直ちに支給を中止する。

- 4 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- 5 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- 6 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止する。
- 7 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。
- 8 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。
- 9 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

第6 その他

- 1 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、自立支援金を支給しない。
- 2 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者に対しては、自立支援金を支給しない。
- 3 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行った者に対しては、自立支援金を支給しない。